

東京都立産業技術高等専門学校研究費の不正使用防止に関する規則の概要

目的(第1条): 研究費の不正使用防止に関して、必要な事項を定める。

- 定義(第2条): (1) 研究費 ① 研究費(一般財源研究費と外部資金研究費)
② 国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金の一切
- (2) 研究費の不正使用 ① 架空の取引により本校に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
② 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を本校に支払わせること。
③ 虚偽の申請に基づき出張旅費等を本校に支払わせること。
④ 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等を本校に支払わせること。
⑤ 法令、本校が定める諸規則または当該研究費の使用に係る指針等に定められた用途以外の用途に使用すること。

研究費を適正に運営及び管理するための権限と責任(第3条)

最高管理責任者(第3条の2)

校長

- ・本校全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負う。
- ・毎事業年度、不正使用防止計画を策定、実施(第4条)

統括管理責任者(第3条の3)

事務局長

- ・最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

コンプライアンス推進責任者(第3条の4)

副校長

- ・部局における研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ・不正防止対策を実施するとともに、実施状況を確認し、統括管理責任者に報告する。
- ・全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ・構成員が適切に研究費の管理及び執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

組織体制(第5条)

研究費不正使用防止対策推進室(第5条)

本校の研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に設置、推進室の室長は校長をもって充てる。

業務

- (1) 不正使用防止計画の策定に関すること
- (2) 不正使用防止計画の実施に関すること
- (3) 意識向上(研修等)に関すること
- (4) その他不正使用防止に関すること

組織

- (1) 校長 (2) 事務局長 (3) 副校長 (4) 経営企画室長
- (5) 総務部長 (6) 監査・内部統制担当部長
- (7) 東京都立産業技術高等専門学校管理部長
- (8) 産学公連携センター長
- (9) その他推進室の室長が指名する者 若干名

推進室に部会を置くことができる(第6条)。

部会においては、推進室の業務の具体的な検討を行う。構成と運営は推進室で定める。

相談窓口(第7条)

本校における研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、以下の相談窓口を置く。
経営企画室企画財務課、総務部監査・内部統制担当、総務部会計管理課、産学公連携センター

通報窓口(第8条)

本校における研究費の不正使用に適切に対応できるようにするため、通報窓口を設置する。

通報窓口: 学外の弁護士に委嘱

確認書の提出(第9条)

研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員は、確認書を校長に提出する。

確認書: 適正かつ効率的に研究費を使用及び管理するとともに、不正行為を行わない旨を確認するもの